

# 社会医療法人 貞仁会 新札幌ひばりが丘訪問リハビリステーション 指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会医療法人貞仁会が開設する新札幌ひばりが丘病院が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という）の適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、計画的な医学的管理を行っている医師や事業所医師の指示に基づき、要支援・要介護状態にある者の自宅や施設等（以下、「自宅等」という）の居住場所を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立度の向上や社会参加支援を進めるべく、必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業は、要支援・要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその自宅等において、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の自宅等において、必要なリハビリテーションを行うことにある。

2 指定訪問リハビリテーションの提供は、病状が安定期にあり、診察にもとづき計画的な医学的管理の下、自宅等でのリハビリテーションが必要であると主治医又は事業所医師が認めた、通院困難な要介護者を対象とする。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## (事業の運営)

第3条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

## (名称及び所在地)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 社会医療法人 貞仁会 新札幌ひばりが丘訪問リハビリステーション

所在地 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号新札幌ひばりが丘病院  
ウェルフェアセンター2階

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	理学療法士	1名		病院業務兼務
事業所医師	医師	2名以上		病院業務兼務
理学療法士	理学療法士	10名以上		病院業務兼務
作業療法士	作業療法士	1名以上		病院業務兼務
言語聴覚士	言語聴覚士	1名以上		病院業務兼務

1 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用、申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。また、不在時や業務内容により、代行者を指名し、業務を一任することがある。

2 事業所医師

事業所医師は、訪問リハビリテーションを行う上での利用者の受診や主治医からの情報提供により、対応と判断した際には、指示や訪問リハビリテーション計画の作成に関わり、利用者に対し指示や計画に基づき、適切な内容でサービスが行われているか適宜確認する。加えて、利用者・家族に対する療養上で必要な事項の指導・助言を行い、サービス計画に基づいた中で、居宅支援者事業所等との連携を図る。

3 理学療法士等

理学療法士等は、主治医又は事業所医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき自宅等を訪問し、利用者に対しサービス（訪問リハビリテーション）を行う。加えて、利用者・家族に対する療養上で必要な事項の指導・助言を行い、サービス計画に基づいた中で、居宅支援者事業所等との連携を図る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時45分から午後5時15分

(事業の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、主治医や事業所医師の指示に基づき、要介護者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画に基づいたサービスを利用者に実施する。

## 2 内容

- 1) 機能訓練
- 2) 日常生活動作訓練 (ADL, IADL)
- 3) 療養生活や介護方法の指導
- 4) 摂食嚥下や言語機能訓練
- 5) その他、医師の指示による訓練

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市厚別区全域と白石区・清田区・江別市・北広島市の一部区域とする。

なお、白石区・清田区・江別市・北広島市の一部区域とは、白石区 (川下・流通センター全域、川北1条1～3丁目/2条1～3丁目/3条1～3丁目/4条1～3丁目、北郷1条8～14丁目/2条8～14丁目/3条8～14丁目/4条8～14丁目/5条8～10丁目/6条7～10丁目、本通8～21丁目北、本通8～21丁目南、平和通8～17丁目北、平和通8～17丁目南、本郷通8～13丁目北、本郷通8～13丁目南、南郷通8～21丁目北、南郷通8～21丁目南、栄通8～21丁目)、清田区 (平岡・平岡公園・平岡公園東・里塚・里塚緑ヶ丘全域、北野4条1～5丁目/5条1～5丁目/6条1～5丁目/7条1～5丁目、美しが丘1条1～10丁目/2条1～10丁目/3条1～10丁目)、江別市 (文京台・文京台東町・文京台南町・文京台緑町・大麻・大麻西町・大麻ひかり町・大麻沢町・大麻中町・大麻桜木町・大麻宮町・大麻元町・大麻園町・大麻東町・大麻高町・大麻栄町・大麻新町・大麻泉町・大麻北町・大麻扇町・大麻晴美町・大麻南樹町・野幌住吉町・野幌末広町・野幌松並町・野幌若葉町・野幌代々木町・野幌町・東野幌本町・野幌東町・東野幌町)、北広島市 (虹ヶ丘・西の里北・西の里東全域) とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

実施区域を越えて1kmにつき70円

- 3 有料駐車場を利用すると事となった際は、料金の実費を徴収する。
- 4 駐車スペースが取れない等、やむを得ない理由で公共交通機関やタクシーを使用して利用者自宅等へ移動する際には、事業所から自宅等までの交通費の実費を徴収する。

- 5 交通費や駐車料金やその他の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、状況に応じて119番通報や速やかに主治医や事業所医師への連絡を行い、指示を求める。

(苦情対応)

第11条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置や紹介を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する利用者の苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が調査を行う際には、文書その他の物品の提出若しくは提示の求め又は質問、照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 苦情対応に際しては、サービス提供前に利用者又はその家族に、相談窓口の説明を行い同意を得る。苦情対応窓口は受付者を管理者とし、管理者不在時は管理者代行者か当事者が窓口業務を代行する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について、個人の権利利益を侵害する事が無いように、適切な情報の取り扱いを行い、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」の遵守に努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族又は代理人の了解を得るものとする。

- 3 サービス提供前に、利用者とその家族又は代理人に個人情報取り扱いの説明を行い同意を得る。

(事業継続について)

第13条 自然災害や感染症等の際は、行政・法人の判断のもと事業継続計画にのっとり事業の継続をはかる。

2 事業継続に伴い、サービス時間や内容等の変更が必要な際は、利用者やその家族または代理人に説明を行い同意を得る。

(虐待防止への取組について)

第14条 利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに、関係法令に基づき虐待防止委員会を設置し、虐待防止に必要な措置を講ずる

2 虐待防止に対して、責任者は管理者が行うことを原則とする。なお、管理者が対応が出来ない場合は、管理者が別な責任者を任命し対応にあたる。

3 職員の関与に関わらず、利用者への虐待が推定される場合には、虐待防止委員会、法人及び責任者が速やかに対応するとともに、関係行政機関及び必要なサービス機関と連携し、ただちに虐待防止に努めるものとする。

4 取組への強化として、事例検討等により職員への啓蒙をはかる

(その他運営に関する留意事項)

第15条 サービス向上を図る為、職員の知識・技術の質の向上を目的に継続的な研修の機会を設ける

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人貞仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31年 1月 1日から施行する。

令和2年	6月	15日	改訂
令和3年	3月	1日	改訂
令和5年	3月	1日	改訂
令和6年	4月	1日	施行
令和6年	12月	1日	施行